

東京海洋大学授業料免除選考基準（概要）

第1 東京海洋大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規則の規定に基づき、授業料免除に関し必要な選考基準を定める。

第2 授業料免除は経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合に学長が許可する。

第3 家計評価額の算定については、次の各号のとおりとする。

(1) 免除の対象となる者は、申請者の属する世帯の1年間の総所得金額を勘案する。

(2) 長期療養者又は障害者のいる世帯等で家計の支出が多額になる特別な事情がある者については、総所得金額とあわせて勘案する。

第4 学業成績の判定については、次の各号のとおりとする。

(1) ア. 学部1年次に在籍する者は、高等学校の成績及び入学試験の成績を勘案する。

イ. 学部2.3.4年次に在籍する者は、前年次までの成績を勘案する。

ウ. 専攻科、乗船実習科及び大学院博士前期課程1年次に在籍する者は、学部在学中の成績を勘案する。

エ. 大学院博士前期課程2年次に在籍する者は、前年次までの成績を勘案する。

オ. 大学院博士後期課程1年次に在籍する者は、博士前期課程在学中の成績を勘案する。

カ. 大学院博士後期課程2.3年次に在籍する者は、前年次までの成績を勘案する。

(2) 母子・父子世帯又は生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高く特別な事情がある者に係る成績判定は、上記とは別に成績を勘案する

第5 免除の対象となる者の順位は、経済的困窮度が高い者から付すものとする。

第6 次の各号の一に該当する者は、免除の対象としない。

(1) 進級要件に定める進級基準に達せず留年している者又は修業年限を超えた者

(2) 学則第54条又は大学院学則第38条の適用を受けた者及びこれに準ずる行為を行った者

(3) 停学処分を受けた者

(4) 寄宿料を滞納している者

(5) 外国政府派遣留学生